

＜一般委託＞

ゼロカーボン創エネポテンシャル調査委託（一般委託）仕様書

ゼロカーボン創エネポテンシャル調査委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	本業務は、市の宣言やアクションプランの実現に向けた取り組み推進に寄与するため、上下水道施設において太陽光発電を導入するにあたっての導入可能性調査、事業スキームについて検討することを目的とする。
2	履行期間	契約日から令和6年2月29日まで
3	施行場所	横須賀市小川町11番地ほか
4	業務内容	別紙特記仕様書のとおり
5	特記事項	別紙特記仕様書のとおり
6	関係法規	水道法、下水道法及び公害関係諸法ほか必要と思われる諸法
7	資格要件	<p>本業務履行については、下記の資格を有すること。</p> <p>(1)本業務に従事する管理技術者及び照査技術者は、技術士(上下水道部門)とし、自社の社員として業務の全般に渡り、技術的管理及び照査を行わなければならない。</p> <p>(2)照査技術者は、管理技術者を兼ねることは出来ない。</p> <p>(3)平成25年4月1日以降に、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した上水道施設または下水道施設における再生可能エネルギー発電設備の導入に係る可能性調査の契約を元請けとして締結し完了した実績があること。</p>
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	上下水道局 技術部 計画課 危機管理・ゼロカーボン担当 佐藤(046-822-8387)

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

ゼロカーボン創エネポテンシャル調査委託 特記仕様書

1 業務概要

(1) 目的

気候変動問題について、日本は令和2年(2020年)10月、内閣総理大臣が「令和32年(2050年)までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにすること」を宣言し、温暖化対策基本法の改正、地球温暖化対策計画の改訂など様々な取り組みが進められているところである。

横須賀市においても、「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」を令和3年(2021年)1月に宣言した。令和4年(2022年)3月には「ゼロカーボンシティよこすか2050アクションプラン」を策定し、2050年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すための具体的な施策を示した。

本業務は、市の宣言やアクションプランの実現に向けた取り組み推進に寄与するため、上下水道施設において太陽光発電を導入するにあたっての導入可能性調査及び事業スキームについて、検討することを目的とする。

(2) 業務範囲

業務範囲は、次のとおりとする。

- ・ 上水道の対象施設は、逸見緩速ろ過池、田浦配水場及び久里浜配水池とする。
- ・ 下水道の対象施設は、下町浄化センター、追浜浄化センター及び西浄化センターとする。

2 業務内容

(1) 基礎調査

調査対象施設について、下記の項目について調査・整理を行う。

- ・ 設置場所の状況確認(障害物の有無、荷重確認等)
- ・ 受電仕様及び既設電源系統の確認
- ・ 各施設の電気使用量(デマンド)の確認(1箇年)
- ・ 建設に係る補助制度の整理

(2) 導入可能性調査

導入可能性調査において、下記の項目について検討する。なお、概算工事費、概算維持管理費は、調達価格等算定委員会資料を参考に算定する。

- ・ 設置可能な面積の算定
- ・ 太陽高度等のデータから当該太陽光パネル設置場所の日射量、最適な傾斜角及び方位角の検討
- ・ 年間発電電力量
- ・ 蓄電池導入の検討
- ・ 塩害対策の検討
- ・ 施工方法の検討
- ・ 維持管理の検討（監視・帳票方式、既設システムとの連携及び改造範囲）
- ・ 自己託送の導入検討
- ・ 導入効果の検討（概算工事費、概算維持管理費、電気料金削減額及び温室効果ガス排出量の削減量の算定による定量評価）
- ・ 導入優先順位の検討

(3) 事業スキームの検討

設備導入において従来の公設・公営事業や、PPA モデル事業、リース事業について比較検討を行い、事業スキームを決定する。

(4) 報告書作成

以上の内容を報告書としてまとめる。

(5) 協議

業務実施期間内に、初回、中間（2回）、最終の協議を計4回実施する。

(6) 照査

業務検討内容に関し、照査技術者による照査を行う。

(7) 成果品

本業務の成果品は次のものとする。

報告書(参考資料、業務概要含む) : 3部

電子データ記録媒体 : 3枚

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であつて、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。